

Title	成育過程の経験によって醸成される体罰観・暴力観の研究
Author(s)	梅津, 迪子
Citation	聖学院大学論叢, 15(2): 31-44
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/repos/modules/xoonips/detail.php?item_id=177
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

成育過程の経験によって醸成される体罰観・暴力観の研究

梅 津 迪 子

An Investigation of the View of corporal Punishment and Violence Generated through
Experience in the Growth Process

Michiko UMETSU

Two components were involved in this study: a review of precedent-setting studies on corporal punishment and violence within the educational system, and an investigation utilizing a questionnaire on experiences of corporal punishment either in family discipline or in school life. Based upon the data gleaned from these sources, this study examines the causal relationship between experiences of corporal punishment and views toward sports, marital relationships, and parenting.

The results are summarized as follows:

- 1 . Corporal punishment was inflicted not only in Physical Education (P. E.) classes, but also in classes in all subject areas.
- 2 . Although a limited amount of corporal punishment was inflicted in extra-curricular sports situations in junior and senior high schools, it appears that such punishment was actually regarded positively by the students involved.
- 3 . In spite of the fact that students' parents generally had good relationships, most of the students had experienced corporal punishment at the hands of their parents.
- 4 . Few students (20-30%) had reduced intentions of inflicting corporal punishment themselves in the future.

In conclusion, results have shown that it is vitally important for educators at the university (since it is the terminal point of formal education) to instruct students in methods of self-control and to enable them to have experiences in which feelings of self-control may be had.

Key words; Corporal Punishment, Violence, Growth Process

．緒　　言

1960年代にアメリカで多発し始めた校内暴力は、70年代から80年代にかけて世界各国で発生した。わが国にも70年代からその波が訪れ、大きな社会問題となった。教師から生徒への体罰、生徒から教師への暴力行為、生徒による器物破壊、さらには生徒間のいじめが死に至るケースもみられた。80年代にはその数が急増し、しかも都市部だけでなく地方の学校でも由々しき事態が発生した。

近年、従来型の教育現場の荒廃は減少したかにみえるが、むしろ暴力行為の範囲は拡大し、社会や一般家庭内部にまで浸透してきていると思われる。そのうえ、暴力行為そのものが残虐となりつつある。特に、子どもへの暴力（虐待）や夫婦間の暴力（Domestic Violence: DV）が社会問題化していることは周知のとおりである。子どもへの虐待に関しては、2000年5月の「児童虐待防止法」によって虐待の定義がなされ、メディアを通して虐待の被害や内容が詳細に報道されるようになった。以来、関連機関への電話相談（虐待者本人あるいは被虐待者本人からの相談、および周囲からの通報等）は年々増加しているという（子ども虐待防止センター、2002）⁽¹⁾。DVに関しては、2001年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されるようになった。とはいえ、夫婦間の暴力は他者が介入しにくいこともあって、民間のシェルターがその役割を担ってきた。その調査によれば、精神的虐待、身体的虐待、性的虐待、経済的虐待の順に年々増加していることが報告されている（小西、2001）⁽²⁾。くわえて、近年では恋人同士の間にもみられるDV問題も取り上げられている。

このような問題現象の背景には、経済優先の価値観によって人々の意識やライフスタイルが規定されている現状を見て取ることができよう。核家族の増加が許容社会（permissive society: 親や教師の権限が廃れ、子どもが甘やかされ、放任され制限のない自由のなかに放り出されている社会（中原、1993）⁽³⁾）を醸成する一方、利便性を優先する生活パターンが人間関係の希薄化をもたらしている。たとえば、近年爆発的に普及した携帯電話は、今や若者の必需品となったばかりか、65歳以上の高齢者においてもその所持率が急速に増加している（博報堂、2002; 内閣府、2002）⁽⁴⁾。しかも、中学生対象の調査によれば、電話代が高い人ほど、授業中の電子メール送受信や電車の中での使用など、マナーの悪さがみられるばかりか、知らない人とのメール交換にも危険性を感じていないと報告されている（ベネッセ教育研究所、2001）。

こうして、直接的なface to faceを介さずに行われる「かりそめの」コミュニケーションが横行すると、そこでは心の変化に気づくセンシビリティが劣化してゆく。ものごとのなりゆきを「気にしていない」がゆえに、その変化に「気づかない」で時が経過してしまう。他者の心の変化、とりわけ心の痛みに「気づかない」というセンシビリティの低さは、それ自体が高い暴力性を有しているように思われる。己の願望のみが存在し、これに関与する相手方とのコミュニケーションが形成さ

れないとき、その願望は相手の心の痛みや悲しみをも蹂躪して実行されるからである。たとえば、大学生においても、社会生活上のルール違反を繰り返し、注意されると粗暴な態度や言動に転じ、自分の主張を強引に通そうとする者が散見される。このような暴力紛いの言動はなぜおこるのであるのか。

概して、生育環境の中で暴力を受けると、その経験は次世代に再生産されるといわれる。だとすれば、学校教育の場で指導者によって児童・生徒に体罰が加えられれば、それが後々、当該児童・生徒の人間観の形成に少なからぬ影響を及ぼし、ややもすると自らの経験を他者に再現する可能性すら孕んでいることは容易に推察される。また、「しつけ」と称して家庭で体罰や暴力行為を受けた子どもに、特定の夫婦観や子育て観が形成されている可能性も否めない。

以上より、最終教育機関としての重責を担う大学において、学生の体罰・暴力に関する実態を把握し、これを踏まえて適切な人間関係づくりのための手だてを講じていくことは、きわめて重要かつ緊急性を要する課題であるといえる。そこで、本研究では、学校教育における体罰・暴力に関する先行研究のレビュー（特に、身体の直接経験の機会が頻出する体育・スポーツの場面に注目して）、大学生の生育過程における家庭や学校教育での体罰経験に関する質問紙調査、という2つのデザインを準備した。これらに基づき、体罰経験とスポーツ観、夫婦観、子育て観の形成との関連性について考察を加えることを目的とする。

・ 学校体育における体罰・暴力

1. 体罰をめぐる議論と体罰の現状

わが国の学校教育における体罰・暴力史に関する研究は、『体罰の社会史』（江森，1983⁽⁵⁾）に代表される。それによると、各時代の思想と密接に関連して、体罰肯定論、あるいは否定論が出現したという。すなわち、18世紀初頭には「体罰反対論」が趨勢を占めたが、その思潮は揺れ動きながら、やがて18世紀後半には社会の権力構造の変革とともに「体罰肯定論」へと変化していく。しかし、その根底に共通するのは、身心の諸能力を全体的統一として捉えた上で、人格の中心に宗教的意義を与えようとする考え方であった。そこでは、武術などの身体的技能の訓練や学問・芸術等の訓練は、人格形成の修行とみなされていた。

江森は、乙竹の著『日本庶民教育史』を引いて次のように述べている。すなわち、江戸時代の寺小屋では体罰はあまり行われなかったこと。机の並べ方は子供同士が対面して座るのが一般的であり、指導者の位置は斜め隅で、部屋の条件、季節、天候等で多様に变化させていたこと。さらに、かかる苛酷な体罰は「甚だしい頑童」に対してのみ稀に加えられたもので、全体には温和なものであったことを指摘している。

明治期に入ると、近代学校制度の整備にともなって、罰則に関する公文書がみられるようになる。

その初出は、1873年（明治6年）、文部省が罰則を含む校則として制定した「小学生徒心得（17条）」である。さらにその翌年には、『文部省雑誌』第7号（明治7年10月30日発行）において、「官学生徒罰則」が制定された。しかし、いずれの文書にも、体罰に関する規定は含まれていない。

しかし、やがて『文部省雑誌』に諸外国の教育思潮や体罰否定論の翻訳が多数紹介されるようになると、にわかに体罰否定論が高まりをみせるようになった。そして、1879年（明治12年）、「凡そ学校に於いては、生徒に体罰（殴るあるいは罰するの類）を加うるべからず」と、体罰を禁止する文言が明記されるに至った。

いっぽう、アメリカでは独立戦争以前から体罰は普通法として認められ、学校教育においても普通の位置を占めている。体罰を明記した州法（制限条項）が設けられているために、体罰の内容が適当な限度内であれば合憲であり、過度であれば違憲となる。したがって、州法等のもと、教職員の権限の範囲内で行われた合法的な体罰は、その裁量が尊重されている。

他方、わが国では、学校教育法第11条に「校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒、児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」と明記され、体罰が禁止されている。しかし、大学生を対象とした回顧調査（1993）⁽⁶⁾の結果は、以下のような悲観すべき現実を浮き彫りにしている。

- 対象者の8割以上（男子：86%、女子：72%）が過去に体罰を受けたことがある。
- 体罰を受けた時期は、中学校期、小学校高学年、小学校低学年、高校期の順に多い。
- 体罰を加えるのは、女性教員より男性教員のほうが多い。
- 担任教員による体罰が全体の半数以上を占める。
- その場所は「教室」、体罰内容は「平手で叩く」、「ゲンコツで殴る」、「物や道具で叩く」、「廊下・教室に座らせる・立たせる」などから、なかには生命に関わるものも列挙されている。
- 体罰の理由として、「宿題忘れ・物忘れ」、「授業中の私語・騒ぎ」、「遅刻・授業のさぼり、掃除のさぼり」等が挙げられている。

ところで、従来、体罰は保健体育科教員の「専売特許」のごとく語られてきた感があった。しかし、この調査では、体罰を行ったのは「部活やクラブの顧問」、「体育以外の教科の教員」、「体育の教員」、「生徒指導の教員」の順になっており、さまざまな立場の教員が体罰に関わっていることが指摘されている。同様に、体罰は教室で行われるケースが最も多く、部活動の指導場面におけるものは1割程度であることも報告されている。学校教育が児童・生徒の全人的発達を企図するものである以上、体罰の問題もまた、学校全体の問題として取り組んでいかねばならない。

2. 体育・スポーツにおける体罰・暴力

1) 体育・スポーツのあり方を規定する社会情勢

周知のように、体育の目標はその時代の社会的背景に大きく左右されてきた。

戦時下においては、「身体を体錬し精神を錬磨して潤達剛健なる心身を育成し献身奉公の実践力に培い皇国民として必要なる基礎体力の錬磨育成に力むべし」とか、「強靱なる体力と旺盛なる精神力とは国力発展の根基にしてとくに国防に必要な基礎的体力の錬磨育成に力むべし」など、国防力の基礎を養うための手段として、軍事色の強い体育（体錬）が行われた。そこでは、学徒の勤労働員、防衛訓練、特技訓練の名のもとに、「国体や国防の充実」のための手段として体罰が行われていたと考えられる⁽⁷⁾。

戦後の復興を経て高度経済成長期に入ると、学校教育には、オートメーション工程の部分として機能する人材の育成が求められるようになった。とりわけ体育には、「愛社精神でわき目も振らず猛烈に働ける体力（を備えた人）や健康なスポーツマン」（前川，1975）⁽⁸⁾を輩出することが期待された。そこでは、目標達成のために熾烈で過酷な条件下で歯を食いしばって頑張る「根性」が高く評価された。

その契機となったのは、東京オリンピックで全日本女子バレーボールチームが金メダルを獲得したことであった。「鬼の大松」と呼ばれた大松博文監督率いる同チームの厳しい練習風景がメディアに取り上げられ、「勝利のためには根性とシゴキが必要」といった観念が形成されていった。

その傾向は1980年代にかけて拍車がかかり、『体育科教育』誌でも「戦後体育の再検討」や「現代スポーツの光と影」といった特集を組んで警鐘を鳴らしている。例えば、波多野（1986）は⁽⁹⁾「先輩が威張る。上級生の言葉に絶対服従、怪我、病気でも休養を認めず、辛さに我慢することだけがトレーニングの真髄だ～（中略）～上級生やOB、コーチらが理屈にならない権威主義をふりかざして、弱い立場の下級生を私物化している様子を感じられる。スポーツの世界では、生活において節制し、トレーニングに励み、われを抑えてチームに貢献するというような克己の精神が必要であろう。しかし、先輩・後輩という上下関係で縛りつけ科学的知識や人間的教養とは無関係に無理難題をふきかけ、意に沿わなければ叩くというような行為があるらしい。こうなると暴力であり、人間性の冒涇ですらある」と厳しく戒めている。さらに、厳しいシゴキのトレーニングが後を絶たないのは「勝利を目指す」という大儀名分がすべてに優先しているからであると指摘している。

くわえて、近年、スポーツにおける勝利に対して「スポーツ以上の価値」が付与されるようになったことにも注意を払う必要がある。「アマチュア」という言葉はすでに有名無実のものとなり、多くの競技会では上位入賞者をめぐって、賞金、スポンサー料、アドバイザー契約料、CM出演料等々、多額の金銭が動いている。本来、「非日常」のものであったはずのスポーツが、現代においては「日常」のもの、すなわち「労働」となっている。すると、競争に敗れることは「失業」さえも意味することになるので、選手や指導者、あるいはそれを取り巻く人々は、手段を選ばない勝利追求を余儀なくされる。古くは、メキシコオリンピックにおいて、商社がスパイクの中に多額のドル札をいれて一流選手に贈った事件が明るみに出ている。1980年代以降になると、競技会の規模を問わず、ドーピングの発覚が後を絶たない。しかも、それらは氷山のほんの一角である可能性が高

い。

いずれにせよ、上記にみる諸問題の根底には、競争における勝敗で「終わらない」、権威主義的な人間関係の問題が横たわっている。

2) 部活動における体罰

阿江(1990⁽¹⁰⁾, 1991⁽¹¹⁾, 1995⁽¹²⁾, 2000⁽¹³⁾)は、女子体育大学生を対象に体罰に関する一連の調査報告を行っている。これらによると、対象者全体の4割近くの女子学生が、中学時代から指導者による暴力行為(ののしり言葉等の暴言、殴る・蹴るなどの身体的暴力)を経験しているという。ここで、同調査が、殴られた総数が1~5回までを「なし」と回答させている点を考慮すれば、残り6割の学生も、暴力行為に遭遇しなかったわけではないことが窺われる。また、中学時代に体罰を経験した者が6割弱であったのが、高校期では7割以上に増加している。しかも、暴力行為のひどさも高校期が著しい。くわえて、中学・高校の両方で暴力行為を体験した女子学生の割合は3割になるという。

指導者による暴力行為が多い種目は、団体競技の球技(バレーボール、バスケットボール)に集中している。体育大学に入学する学生の多くは、高校時代に各種目の強豪チームに所属していたか上位入賞校であることが多い。そこでは、指導者から要求された技術が「できないこと」、試合で「ミスをしたこと」や「負けたこと」などを理由に体罰が加えられたと回答している。

ところが、驚くべきことに、体罰を受けるのは「できないから仕方がない」と思っている学生が8割以上、「運動部は厳しいものだから」が7割を超えるなど、「上手になるため」や「全国大会に出るため」にはむしろ「必要」でさえある、との肯定論が優位であることが窺われる。

このように、受け手が「仕方がない」というあきらめや妥協感と潜在的に暴力を肯定している気持ちを持している限り、暴力行為は再生産されていくことになる。特に、中学・高校生時代は自分の心身の発達の変化と相俟って、自分の将来を考え、仲間との人間関係に悩み、生き方を形成する基礎となる重要な時期である。将来、体育・スポーツの分野で指導的立場に立つことが想定される学生たちが、どのような理由であれ、暴力行為を容認する考え方を潜在的にもっていることは、憂慮すべき事態である。

本来、スポーツは記録や得点だけで評価されているのではなく、その背後には人物の評価や集団の評価が潜在している。しかも、選手たちは未成熟の十分に自立していない青少年であることが多い。したがって、指導者(競技連盟の役員やI O C役員も含めて)は、技術指導の能力以前に人間としての「深さと豊かさ」(片岡, 1985⁽¹⁴⁾)を備えておくことが求められる。技能向上を目的とするにしても、指導者は選手自身に「自分のどこに問題があるのか」「解決のためにはどうしたらよいのか」「どのような練習方法をすればよいのか(練習方法の選択と自己コントロールの有無について)」を考えさせることが重要である。一人ひとりの人格をもった女子学生に対して、思考の場を

提供し、選択力、判断力、行動力を養うように導かなければならない。

しかしながら、指導者自身のスポーツ経歴、指導者自身が経験した練習方法、指導者の成育過程で形成された指導者像、あるいは女性がスポーツ活動をするをどのようにとらえているのか、といった視点での先行研究は見当たらない。また、男子学生を対象としたスポーツ指導者の「暴力・体罰行為に関する実態調査」もみられないが、男子が行う種目の殆どが団体競技（野球、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、バレーボール、バスケットボールなど）であることを考えると、暴力・体罰を受ける頻度や内容は多様かつ複雑であると推察される。

ところで、上記にみる指導者の行為は、おしなべて「できなかったこと」への制裁として認識されている。これらは「体罰」と呼びうる行為なのであろうか。当該の行為が体罰や暴力であるか否かは、一般的には法と正義の関係から解釈される。換言すれば、「目的」と「手段」との関係といえよう。しかし、「正しい目的のためなら暴力（という手段）は認められる」といくら主張したところで、その目的の「正しさ」を証明することはきわめて困難である。たとえば、「試合で勝利することは絶対に正しい」などと無吟味に言うことはできないのである。そこで、実定法では手段の適法性によって目的の正しさを「保証」しようとする傾向がある。したがって、「暴力を構成している手段の正当性」がまずもって問題にされなければならない。

・ 体罰・暴力に関する質問紙調査

1. 方法

2002年7月、S大学の学生159名（男子91名、女子68名）を対象に、以下の項目について質問紙調査を実施した。

- 中学・高校時代の体育授業における体罰経験について
- 中学・高校時代の体育授業以外の場面での体罰経験について
- 中学・高校時代の部活動での体罰経験について
- スポーツの勝敗と体罰との関係について
- 自己の成育過程における（父親か母親からの）体罰・暴力行為について
- 学生からみた両親の関係
- 将来の家庭（パートナーに対して）や育児場面（子どもに対して）での体罰の予測
- 体罰に関する意見（自由記述）

2. 結果

1) 中学・高校期の体育授業における体罰経験（表1, 表2, 図1）

中学期における体育の授業で「体罰を受けた」ことがある学生は、男子17.6%、女子は5.8%であっ

表1．中学期の体罰経験(体育授業)

	女子(%)	男子(%)
経験あり	5.8	17.6
なし	77.9	68.1
見た事がある	16.2	14.3

表2．高校期の体罰経験(体育授業)

	女子(%)	男子(%)
経験あり	1.5	13.2
なし	80.9	67.0
見た事がある	17.6	18.8

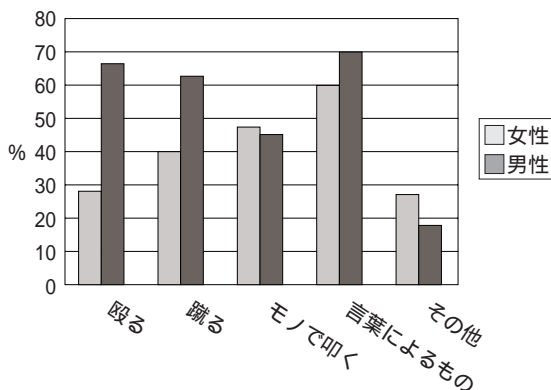


図1．体罰の内容

た。自分は体罰を受けた経験はないが、「授業中に見たことがある」者は、男子が14.3%、女子が16.2%であった。

高校期で「体罰を受けた」学生は、男子が13.2%と4.4ポイント減少し、女子も1.5%に減少した。対して「体罰されているのを見た」ことがある学生は、男子が18.8%、女子が17.6%といずれも増加した。

本人が「体罰を受けた」または「体罰されているところを見た」主たる原因は、中学・高校期とも「先生の指示を無視していた」「授業時にふざけていた」ことによるものが多く、次いで「話をしていた」「遅刻」「校則違反」「体育祭の練習時」などであった。

先行研究が示すように、この調査でも高校期より中学期に体罰を受けた者の割合が多く、その理由も類似した結果であった。

体罰の方法は、男子に対して「殴る」「蹴る」「モノで叩く」が多く、同時に「言葉による罵倒」が行われている。女子に対しては「言葉による暴力」が多く、次に「モノで叩く」「蹴る」「殴る」の順であった。

2) 体育の授業以外の体罰経験(教科別)

「中学・高校期における体育の授業以外で体罰を受けたことがある」は、男子が15.4%、女子が11.7%であった。そして「授業中に体罰されているのを目撃した」は、男子が18.7%、女子が11.7%であった。なお、女子は「体育の授業以外」で「体罰」を受けた者の割合が多かった。

「体罰を受けた」または「体罰を目撃した」学生は全体の3割近くであるが、体罰が行われた教科名を多い順に挙げると「数学」「国語」「全教科」で7割弱、「英語」「社会」「保健」「音楽」「美術」などは同数であった。体罰は特定の教科を越えた問題であることを示している。先行研究によると、主な体罰者は担任（体罰者が女性教員の場合はとくに担任である）が多いが、それはクラス全体の秩序維持のための体罰であり、それ以外の理由として挙げられていたのは「成績不良」「問題ができない・間違えた」などであった。本調査によって早急に断ずることはできないが、学習内容、生徒の理解度や態度等と関連して体罰が加えられている可能性も推思される。

表3. 教科別体罰

教科	%
数 学	31.7
国 語	24.4
全教科	12.2
英 語	7.3
社 会	7.3
保 健	7.3
音 楽	4.9
図 工	4.9

3) 部活動における体罰経験

過去の運動部活動における体罰の有無については、「体罰を受けた」男子は24.5%、女子は10.3%であった。「体罰を目撃した」男子は28.0%、女子は20.6%である。本学女子の体罰経験者の割合は、女子体育大生の割合からみると非常に少ないが、部活動に所属していた割合も少ない。

体罰方法は、女子では「殴る」「モノで叩く」「モノを投げる」「蹴る」「他の罰を与える」「練習をさせない」等であった。男子は圧倒的に「殴る」が多く、次いで「蹴る」「モノで叩く」「モノを投げる」が同じ割合であった。女子との違いは「練習をさせない」「他の罰を与える」がなく、また、暴力行為は一種類に留まらず複数同時に行われており、男子にはいっそう厳しい体罰が加えられていた様子が窺われる。

体罰者は、女子では殆どが「先輩」であり、次に「監督」「コーチ」と続いている。本調査の対象学生に体育大生のように競技成績上位校の出身者が少ないことを勘案すると、一般の中学・高校の運動部は、主として上級生が指揮をとっていたと考えられる。そして、その上級生らが体罰を加えていたことになる。同様に、男子に対する体罰者の半数以上も「先輩」によるものであったが、「コーチ」や「監督」からの体罰も2～3割を数え、しかも平行して「先輩」からも受けていたと回答している。

「体罰を受けたときの気持ち」については、女子は「悔しい」「仕方がない」「悲しい」「やる気を喪失」「受けて当然」「恐怖」「従属」などの回答を寄せている。男子は「悔しい」「仕方がない」が同じ割合で、「やる気を喪失」とすると同時に「反感」を抱き「恐怖」へと至っていた。

指導者に対して、一時の「反抗」「惨めさ」「悲しさ」「許せない」気持ちは時間の経過と勝利至上主義の雰囲気のおかげで「しかたがない」「日常的なこと」「少し我慢すればよい」などの「あきらめに」転じていく。むしろ、気持ちを切り替えていかなければならない状況に組み込まれていくほうが生きやすいのかもしれない。

阿江にみる体育大生は、厳しい練習内容と暴力行為があっても、指導者に対して半数以上が肯定

的態度を示すという。それは、学生の運動能力自体が高く、種目への好意度も高いので不満が顕在化しなかったためであると分析している。

指導者に関しては民主的リーダーがよいのか、専制的リーダーがよいのか、また、どのような指導者であるべきかを問われることがある。リピッド⁽¹⁵⁾によれば、簡単な仕事では民主的リーダーがよく、難しい仕事では専制的なほうが生産性が向上するという。また、丹羽(1976)⁽¹⁶⁾は、競技レベルが高くなるほど監督・コーチを中心とした専制型になりやすいという。しかし、そこに体罰・暴力が介入しているか否かは問われていない。

いずれにせよ、部活動において体罰が行われ、しかも、それを容認せざるをえないようなシステムが機能している現状から目を背けることは許されない。

4) 勝つために体罰は必要か

「勝つためには体罰は必要だと思いますか」との設問に対し、「必要ではない」と回答した女子は78%、男子は56%であった。「場合によっては必要である」としたのは、女子が19.1%、男子が33%であり、「仕方がない」は、女子が2.9%、男子が11%であった。

先行研究や本調査でも、体罰は予想以上に肯定的に受け止められている。さらに、体育大生では「仕方がない」「運動部は厳しいもの」「上手になるためには必要」との根強い意識があるため、「自分も指導者だったら殴る」とする者が1割以上いるという。「自分ができなかった」「ミスした」「上手になるため」などの自己否定によって体罰を肯定しようとする「論理のすり替え」が行われていることが、体罰の問題をいっそう根深いものになっている。

5) 父母からの体罰経験

「今までに父親または母親から体罰をされたことがない」学生は、女子が42.6%、男子が29.6%であった。これに対して、「体罰経験がある」学生は、女子が16.2%、男子が30%であった。「体罰かどうかは分からないが叩かれたり殴られたりした経験はある」という学生は、女子が41.2%、男子が

表4. 体罰経験と両親の関係、将来の体罰予測意識

	将来：体罰	父 母 から	両親の関係
将来：体罰	1.000	.031	.120
Pearson の相関係数	.	.697	.133
有意確率（両側）	159	159	159
N			
父 母 から	.031	1.000	-.146
Pearson の相関係数	.697	.	.065
有意確率（両側）	159	159	159
N			
両親の関係	.120	-.146	1.000
Pearson の相関係数	.133	.065	.
有意確率（両側）	159	159	159
N			

48.3%であった。「体罰経験あり」と「体罰かどうか分からないが叩かれたり殴られた経験がある」を合わせると、女子がおよそ6割弱、男子は8割程度になる。通常、「軽く手やおしりを叩かれた」程度のケースは体罰とは判断しないであろうから、多くの学生が、このレベルを超える体罰を受けながら成長したと推察される。今回は、生育過程における体罰について踏み込んだ調査を行ったわけではないので、今後の詳細な研究が待たれる。

6) 両親の関係について

学生からみた両親の関係を「仲がよい」とするのは、男女ともに73%であった。3割弱は「会話がない」「険悪である」「あまりいいほうではない」「わからない」としている。

生育家庭で「体罰を受けた」と「両親の仲」の間に相関はみられなかったが、相関がないからといって関係がないとも言いきれない。直井(2001)⁽¹⁷⁾は夫婦関係の尺度を「険悪度(行動を制限、馬鹿にする、あたりちらす)」、「良好度(頼りになる、思いやりがある、気持ちやすらぐ)」、「伴侶性(一緒に買い物、共通の趣味)」で測定し、「夫婦間の会話」が妻の満足度に影響し、夫婦の同伴行動が満足感を高めると報告している。本調査にみる夫婦間の様相は、子どもの目にどのように映ったのだろうか。少なくとも、夫婦間の満足度が高ければ、体罰や暴力などは起こらないのではないだろうか。

7) 将来の子育てと体罰

「あなたは将来家庭(パートナー)や育児場面(子どもに対して)等で、体罰をしそうですか」という問いに、「絶対しないと思う」と回答したのは女子が22.1%、男子が35.2%であった。

女子は「絶対しない」より「場合によってはするかもしれない」とする割合のほうが高く(39.7%)、男子は反対に28.6%と低くなっていた。また、「わからない」割合は、女子が25%、男子が14.3%であった。また、「話し合いで解決する」とする女子は13.2%、男子は18.7%であった。男女数名は「絶対しないと思う」としながらも、「場合によってはするかもしれない」「話し合いで解決」などに重複記入するなど、揺れている姿が窺われた。全体に、男子より女子の方が「体罰」をするかもしれないという割合が高い。このことは、育児上の「虐待」にも繋がることを示唆しているのではないだろうか。今日、社会問題となっている夫婦間や恋人間のDVや幼児の虐待問題、施設や在宅介護における高齢者への虐待問題に関して、学生は関心や興味を示し、多少の知識や情報を入手している。

生育過程で体罰された者は再生産する傾向があるといわれている⁽¹⁸⁾。そこで、家庭で「体罰を受けた」経験、両親間の関係、将来の子育て観(体罰をする可能性)の三者間で関連性を検討したが、有意な相関はみられなかった。

8) 体罰・暴力への意識

自由記述による「体罰・暴力」観は、全体の1割が「体罰・暴力否定」論であるのに対して、半数は「体罰・暴力肯定」論に立っていた。その内訳は「スポーツには体罰は必要である」「育児には体罰は必要である」という積極的賛成者と、「仕方がないのではないか」または「状況により賛成」という消極的肯定者であった。また、2割の者は「体罰としつけの境界がわからない」と記述していた。その他に「体罰における暴力は恐怖を抱かせるだけでなく、服従や従属するしか方法がない」その結果、「暴力への疑問」や「教師への不信感を生む」「セクハラのおそれ」「体罰・暴力の再生産の可能性」「体罰・暴力はこころの傷になるので意味のないこと」と述べている。しかし、「暴力を抑制するのは不可能である」と自己コントロールができないことを記述している。

行動心理学者のHullは、「怒りをコントロールする」ことができない人を「共感性の欠如(自己中心)」「情緒の不安定(怒りの感情、衝動コントロールの悪さが暴力に)」「男らしさ(男性中心主義の価値観)」と分析している。また、体罰・暴力は「仕方がない」という意識は、Learned Helplessness(学習された無力感)といい、「強制的不可避な不快経験やその繰り返しの結果、何をしても環境に対して影響をおよぼすことができないという誤った全般的ネガティブな感覚を生じることにより、解決への試みが放棄され『あきらめ』が支配する結果となる」といわれている。⁽¹⁹⁾

これらを踏まえると、重要なのは、「体罰・暴力は悪である」と説くことではなく、それを抑制する(自己コントロール)ための方法や、自己の「コントロール能力」を実感できるような成功経験を保障することであろう。いよいよ、最終教育機関としての大学が担う責務は重い。

・ 結 語

本研究では、体罰に関する先行研究のレビューならびに質問紙法による実態調査を行った。その結果、以下の諸点が問題点として浮上した。

体罰は体育授業のみならず、全教科にわたって行われていた。

中学・高校の部活動での体罰経験者はそれほど多くはなかったが、体罰自体を肯定的に受け止める傾向が窺われた。

対象者の両親の夫婦関係が概ね良好であったにもかかわらず、ほとんどの対象者は親からの体罰を経験していた。

「将来の体罰」に否定的な意志をもつ者は2～3割に留まった。

全体に「スポーツには体罰は必要」「育児には必要」とする意見にみられるように「しつけと体罰の境界が分からない」から「場合によっては体罰をするかもしれない」のであり、「言葉でいつでも聞かない場合」や「分からない人」には「状況により必要」なのであるとする考えが圧倒的であった。スポーツ場面においては「体罰されたから強くなったと思うので、体罰は悪くない」と暴

力行為を認める風潮もある。

「親父には殴られたり蹴られたりしながら育ったが、それは『しつけ』だと思うので俺もすると思う」と肯定している学生も少なくない。したがって、「体罰・暴力」「しつけ」などは論議されないままに次世代に再生産されていく可能性がある。

従来、事件や問題現象がクローズアップされるたびに「家庭の教育機能の低下（家庭でしつけがなされていない）」が話題に取り上げられた。家庭のしつけにおける「体罰の有無や必要性」については、地域や階層には差がないといわれる。しかし、しつけの価値観には差がある。すなわち、低学歴・低階層では、社会的ルール（礼儀正しさ、正直さ、物を大切にする）の習得を重視する傾向があるが、実際のしつけは甘いという。対して、高学歴・高階層では「自主性」をなによりも重視しているという。しかし、実際には子どもを厳しくしつけようとする傾向があるという（広田，1999）⁽²⁰⁾。

いずれにせよ暴力行為を止めるものは、道徳規範（暴力を振るったり、人をいじめたりしてはいけない）に対する判断能力と行動能力である。そのためには、他者が恐怖を味わったり苦しむことに共感する能力を養うことが必要である。「暴力を抑制するのは不可能である」と自己抑制不能の問題や、「体罰としつけの境界線が分からない」という問題の背景についてさらに踏み込んだ検討を加えることを今後の課題としたい。

文 献

- (1) 「現代の子ども虐待の実態と育児支援ニーズに関する研究」社会福祉法人子ども虐待防止センター，2002
- (2) 小西聖子『ドメスティック・バイオレンス』白水社，2001，p43
- (3) 沖原豊『校内暴力』小学館，1993，p38
- (4) 「携帯持つ中学生の3割」読売新聞，2002，7月14日朝刊
「若者の77%「携帯」を利用」中日新聞，7月28日朝刊
「ケータイが“財布”」朝日新聞，2002，10月28日朝刊
- (5) 江森一郎『体罰の社会史』新曜社，1989
- (6) 安藤房治・小菅ゆみ「学校教育における体罰に関する 考察 教育学部学生の体罰体験と体罰意識 調査をもとに」，1993，sira.cc.hirosaki-u.ac.jp/usr/fando/taiba.htm
- (7) 石井通則「戦時下の学校体錬をふりかえる」新体育，Vol.45. No.1，1975，p40
- (8) 前川峰雄「体育における古さ，新しさ」新体育，Vol.45. No.1，1975，p12
- (9) 波多野義郎「根性主義とシゴキ」体育科教育，大修館，1986，8，p33
- (10) 阿江美恵子「スポーツ指導者の暴力的行為について」東京女子体育大学紀要，第25号，1990
- (11) 阿江美恵子「暴力を用いたスポーツ指導の与える影響」東京女子体育大学紀要，第26号，1991
- (12) 阿江美恵子「学校期の競技スポーツ指導における体罰 面接法による調査」東京女子体育大学紀要，第30号，1995
- (13) 阿江美恵子「運動部指導者の暴力的行動の影響：社会的影響家庭から」『体育学研究』第45巻，第1号，2000
- (14) 片岡暁夫「現代スポーツの危機」体育科教育，1985，1，p19

成育過程の経験によって醸成される体罰観・暴力観の研究

- (15) 末利博他 『スポーツ心理学』応用心理学講座8．福村出版，1988，p175
- (16) 丹羽劭昭 「運動部の集団機能とPMリーダーシップとの関係」体育社会学研究 7，道和書院，1978，pp123-140
- (17) 直井道子 『幸福に老いるために』勁草書房，2001
- (18) 高橋千草/河野真紀/岩立京子 「子育て支援活動が虐待傾向をもつ子どもに及ぼす影響」『保育学研究』第40巻，第1号，2002，p22
- (19) ibid 2 p140
- (20) 広田照幸 『日本人のしつけは衰退したか』講談社現代新書，1999，p164
- (21) 三宅和夫 『子どもの個性』東京大学出版会，1990
- (22) 北森義明 「コーチ力と教育力はどう違うか」体育科教育，1985，1
- (23) ヴァルター・ベンヤミン/野村修訳 『暴力批判論』岩波文庫，1994
- (24) 吉廣紀代子 『僕が妻を殴るなんて』青木書店，2001
- (25) 秋本義明 「学校教育における体罰についての研究 体育指導を中心に」筑波大学体育研究科修士論文，1992